

代表者会議設置規程

(設置)

第1条 協議会を円滑に運営するため、協議会に代表者会議を設置する。

(役割)

第2条 代表者会議においては、会長による協議会の会務の総理に資するため、次に掲げる事項について、協議・調整する。

- (1) 協議会の日程及び協議する項目
- (2) 協議会の会議の時間
- (3) 協議会における質疑の方法
- (4) その他会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 代表者会議は、会長、副会長、及び各会派から推薦のあった委員5人の計7人をもって構成する。

2 前項の会派の名称及び委員5人の割り当ては、次のとおりとする。

会派名	員数
大阪維新の会大阪府議会議員団 大阪維新の会大阪市議会議員団	1人
公明党大阪府議会議員団 公明党大阪市議会議員団	1人
自由民主党大阪府議会議員団 自由民主党大阪市議会議員団	1人
民主党・無所属ネット大阪府議会議員団 OSAKAみらい大阪市議会議員団	1人
日本共産党大阪市議会議員団	1人

(招集)

第4条 会長は、必要と認めるときは、代表者会議を招集する。

(議事の運営)

第5条 会長は、代表者会議の議事の運営を行う。

- 2 代表者会議は、原則として非公開とする。
- 3 会長は、代表者会議の議事録を作成するものとする。

(議事の決定)

第6条 代表者会議の議事は、構成員の意見を聴いて、会長が決する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、代表者会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月5日から施行する。